

事業推進に向けたプログラムについて

〈計画書の第 7 章に関わる内容〉

—目次—

1. 施策・事業の実現化方策	1
2. 段階的な取組内容	4
3. 役割分担とスケジュール	13
4. 重点的な取組み	15
5. PDCA による進行管理	19

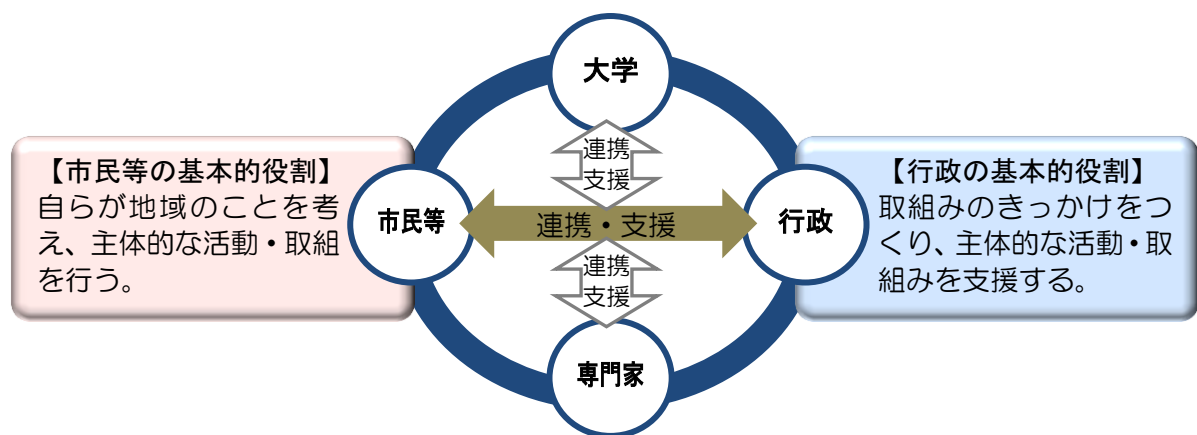
1. 施策・事業の実現化方策

(1) 実現化に向けた基本的な考え方

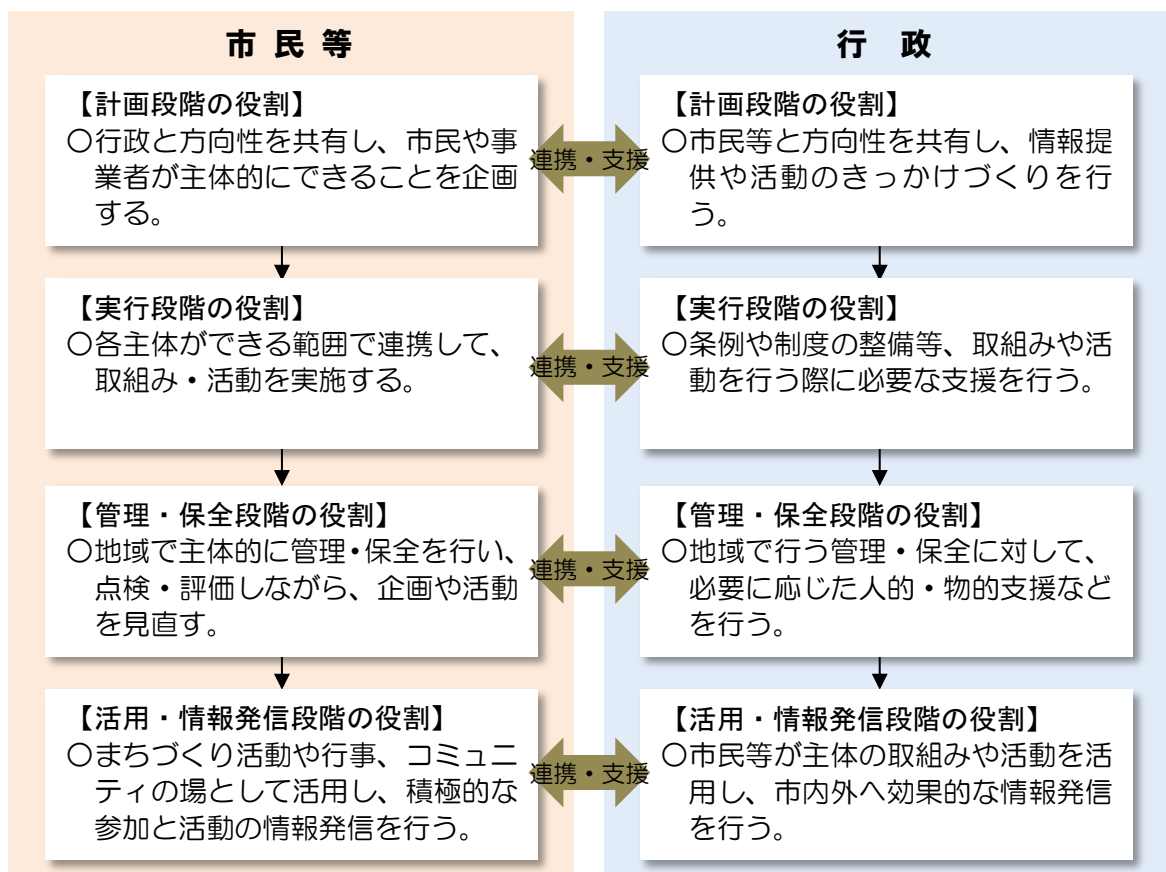
行田らしい魅力あるまちづくりの実現に向けて、段階的に産（事業者等）官（行政）学（大学）民（市民）の連携によるまちづくりを推進します。

その中でも特に取組みの主体となる市民等（地域住民、事業者、NPOなどの市民活動団体）と行政の基本的役割を明確にし、その他の主体（大学・専門家等）と連携しながら、まちづくりを進めます。

■市民等と行政の基本的役割と各主体との連携体制



■各段階における市民等と行政の関わり方



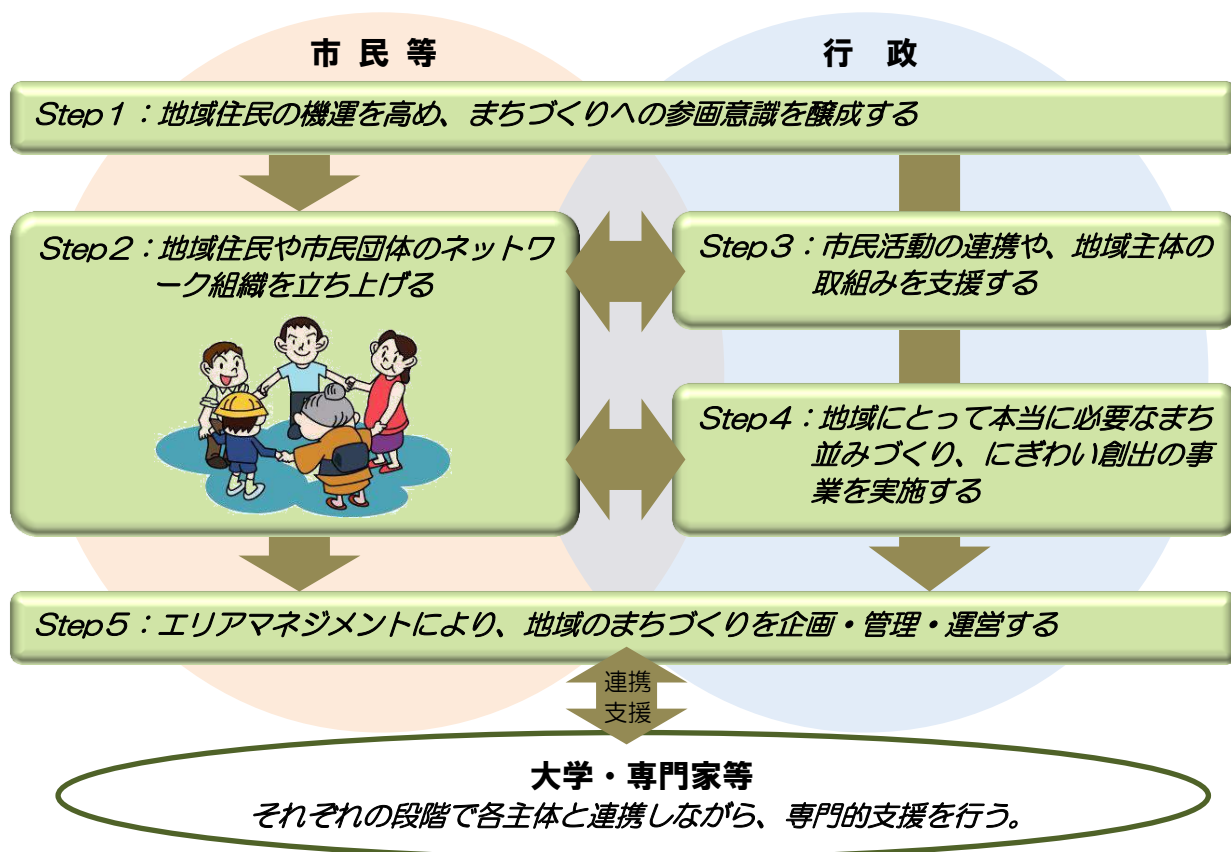
(2) 実現化の流れ

行田らしい魅力あるまちづくりを進めるにあたっては、地域のまちづくりに関する取り組みや意識の熟度に応じて、段階的に進める必要があります。

市民等は、まちづくりに関する情報共有や勉強会等により、まちづくりへの参画意識を高めながら、地域のネットワーク体制を構築し、行政は、地域主体の活動や取り組みへの支援や、地域にとって本当に必要な事業実施に取り組みます。事業実施後は、市民主体の取り組みを継続的に進めるために、地域で企画・管理・運営などのマネジメントを行います。

大学や専門家等は、各段階で連携・専門的支援を実現化に向けたサポートを行います。

■施策・事業の実現化の流れ



Step1：地域住民の機運を高め、まちづくりへの参画意識を醸成する

○地域のまちづくりに関する情報発信や継続的な参画機会の創出により、地域住民のまちづくりに対する機運を高め、まちづくりへの参画意識を醸成します。

【市民等の役割】

- ・自分たちが住む地域のまちづくりについて主体的に考える。
- ・主体的な取り組みや活動を企画・実践し、地域住民に発信する。

【行政の役割】

- ・まちづくりの情報を発信したり、まちづくりへ参画するきっかけをつくる。

Step2：地域住民や市民団体のネットワーク組織を立ち上げる

○地域住民や市民団体、事業者等は連携可能なネットワークを形成し、取り組みを実施する際に、円滑にパートナーシップを組むことができる組織づくりを行います。

【市民等の役割】

- ・ネットワークの場に積極的に参加し、地域情報を共有する。
- ・ネットワークを通じた協議会を立ち上げる。

【行政の役割】

- ・市民等が情報共有し、企画を立案するネットワークの場をつくる。

Step3：市民活動の連携や、地域主体の取り組みを支援する

○市民活動の連携の場や機会を設けるとともに、地域主体のまちづくり活動やまち並みの修景に関する取り組みについては、各種事業・制度を活用し支援します。

【市民等の役割】

- ・ネットワークの場に積極的に参加し、地域情報を共有する。
- ・ネットワークの場から協議会を立ち上げる。

【行政の役割】

- ・市民等の主体的な取り組みや活動を支援するための国等の支援事業の紹介や市による新たな支援事業を検討する。

Step4：地域にとって本当に必要なまち並みづくり、にぎわい創出の事業を実施する

○まち並みづくりやにぎわい創出の方向性を共有し、国や県の事業・制度を活用した施設や街路等の整備を実施します。

【市民等の役割】

- ・空き店舗や空き地活用、まちづくり活動等に取り組み、行政が実施する事業に対して、利用する立場からの提案を行う。

【行政の役割】

- ・市民等の主体的な取り組みと連携して、効果的な施設や街路等の整備を実施する。

Step5：エリアマネジメントにより、地域のまちづくりを企画・管理・運営する

○地域主体の取り組み・活動を通じて、まちづくりの課題に対する解決方法を検討し、具体的な活動をエリアマネジメント組織で管理・運営し、情報発信します。

【市民等の役割】

- ・地域主体で事業実施後における保全・管理を行う。
- ・活動の情報発信や地域の点検を行いながら、新たな取り組みや活動を企画する。

【行政の役割】

- ・エリアマネジメント組織と連携し、地域における管理・保全に対する支援を行う。

2. 段階的な取組内容

前章で示した施策を網羅的に取り組むのではなく、STEP1～STEP5の各段階において、施策の優先度を勘案しながら、計画的かつ効果的に進めます。

■段階的な取組内容と優先度（その1）

施 策	STEP1 地域住民の機運を高め、 まちづくりへの参画意識 を醸成する	STEP2 地域住民や市民団体のネ ットワーク組織を立ち上 げる	STEP3 市民活動の連携や、地域 主体の取組みを支援する	STEP4 地域にとって本当に必要 なまち並みづくり、にぎ わい創出の事業を実施す る	STEP5 エリアマネジメントによ り、地域のまちづくりを 企画・管理・運営する	優先度
方針1 人が主体となり、地域を考え、育てるまちづくり						
1-1 住み易く、住み続けたいまちに向けた仕組みづくり及び協議会などの設置		●			●	◎
1-2 地域におけるまち並み点検	●				●	△
1-3 地域資源の発掘とリスト化	●				●	○
1-4 既存施設や歴史的建築物を活用したまちづくり活動の支援			●			◎
1-5 地域資源を紹介する観光ガイドの育成及び歴史と文化を継承する活動の支援			●			◎
1-6 歩行者空間や空き地等における緑化活動の支援			●			△
1-7 歩きたくなるまちに向けたまちなかの美化活動の支援			●			△
1-8 集客のためのイベントの企画・実施			●			△
1-9 文化財及び地域資源を活用したまちづくり活動の支援			●			△
1-10 地域における空き地や道路空間の管理・保全					●	○
1-11 まちづくり活動やイベントの情報発信					●	◎
1-12 まちづくりニュース等の発行によるまちづくり意識の醸成	●				●	◎
方針2 歴史と文化の香りが漂う歩きたくなるまち並みづくり						
2-1 景観形成に関するルールづくり			●			○
2-2 足袋蔵等の歴史的建築物の保存及び活用			●	●		◎
2-3 歴史的建築物周辺のまち並み環境の整備				●		○
2-4 歴史的なまち並みの修景（外観や塀）			●			○
2-5 商店街におけるにぎわいと歴史が感じられる店舗前空間の形成			●			◎
2-6 回遊するための道路の美装化及び電線類の地中化				●		○
2-7 まち並みのライトアップ及び歩道用照明の設置				●		△
2-8 歴史的建築物等の案内表示と誘導サインの統一			●	●		◎
2-9 ユニバーサルデザインによる歩行者空間等の整備				●		◎
【再掲】1-2 地域におけるまち並み点検	●					△
【再掲】1-5 地域資源を紹介する観光ガイドの育成及び歴史と文化を継承する活動の支援			●			△
【再掲】1-7 歩きたくなるまちに向けたまちなかの美化活動の支援			●			△

優先度：◎＝ワークショップ提案より優先度が高い施策 ○＝◎以外で優先的に取り組む施策 △＝市民等と検討・調整を行いながら進めていく施策

■段階的な取組内容と優先度（その２）

施策	<i>STEP1</i> 地域住民の機運を高め、 まちづくりへの参画意識 を醸成する	<i>STEP2</i> 地域住民や市民団体のネ ットワーク組織を立ち上 げる	<i>STEP3</i> 市民活動の連携や、地域 主体の取組みを支援する	<i>STEP4</i> 地域にとって本当に必要 なまち並みづくり、にぎ わい創出の事業を実施す る	<i>STEP5</i> エリアマネジメントによ り、地域のまちづくりを 企画・管理・運営する	優先度
方針３　水と緑がうるおいをもたらす四季を感じるまち並みづくり						
3-1　憩う場所としての水辺空間の環境整備				●		◎
3-2　幹線道路沿道の街路樹の保全と整備				●	●	○
3-3　寺社仏閣等のまとまった緑の保全					●	◎
3-4　緑豊かなポケットパークや広場の整備				●		◎
【再掲】1-3　地域資源の発掘とリスト化	●					○
【再掲】1-6　歩行者空間や空き地等における緑化活動の支援			●			△
【再掲】1-9　文化財及び地域資源を活用したまちづくり活動の支援			●			△
方針４　暮らしと交流が調和したにぎわいづくり						
4-1　都市機能の集約に向けた生活関連施設の充実				●		◎
4-2　空き地や空き家を活用したコミュニティスペース等の滞在空間の整備				●		◎
4-3　空き店舗を活用した商店の活性化			●			◎
4-4　若者の定住促進			●			○
4-5　地元の素材を使った特産品の開発及び販売			●			△
【再掲】1-5　地域資源を紹介する観光ガイドの育成及び歴史と文化を継承する活動の支援			●			△
【再掲】1-9　文化財及び地域資源を活用したまちづくり活動の支援			●			△
【再掲】2-1　景観形成に関するルールづくり			●			○
【再掲】2-8　歴史的建築物等の案内表示と誘導サインの統一			●	●		◎
【再掲】2-9　ユニバーサルデザインによる歩行者空間等の整備				●		○
【再掲】3-4　緑豊かなポケットパークや広場の整備				●		◎

優先度：◎＝ワークショップ提案より優先度が高い施策　○＝◎以外で優先的に取り組む施策　△＝市民等と検討・調整を行いながら進めていく施策

Step 1：地域住民の機運を高め、まちづくりへの参画意識を醸成する

平成 25 年度に実施した「景観まちづくりワークショップ」の成果を活かし、行政は、地域住民や市民団体等の連携の場となるワークショップ等を継続的に実施します。また、モデル地区だけでなく、核となる地域資源の魅力を高めるとともに、周辺の整備に合わせて、市内各地域でまちづくりへの参画機会を設け、全域的なにぎわい創出につなげます。

さらに、まちづくり勉強会の開催や先進地視察などを実施するとともに、新たに参画する市民等を増やすため、まちづくりニュース等の定期的な発行などにより、まちづくり意識を醸成し、新たな市民参画を促します。

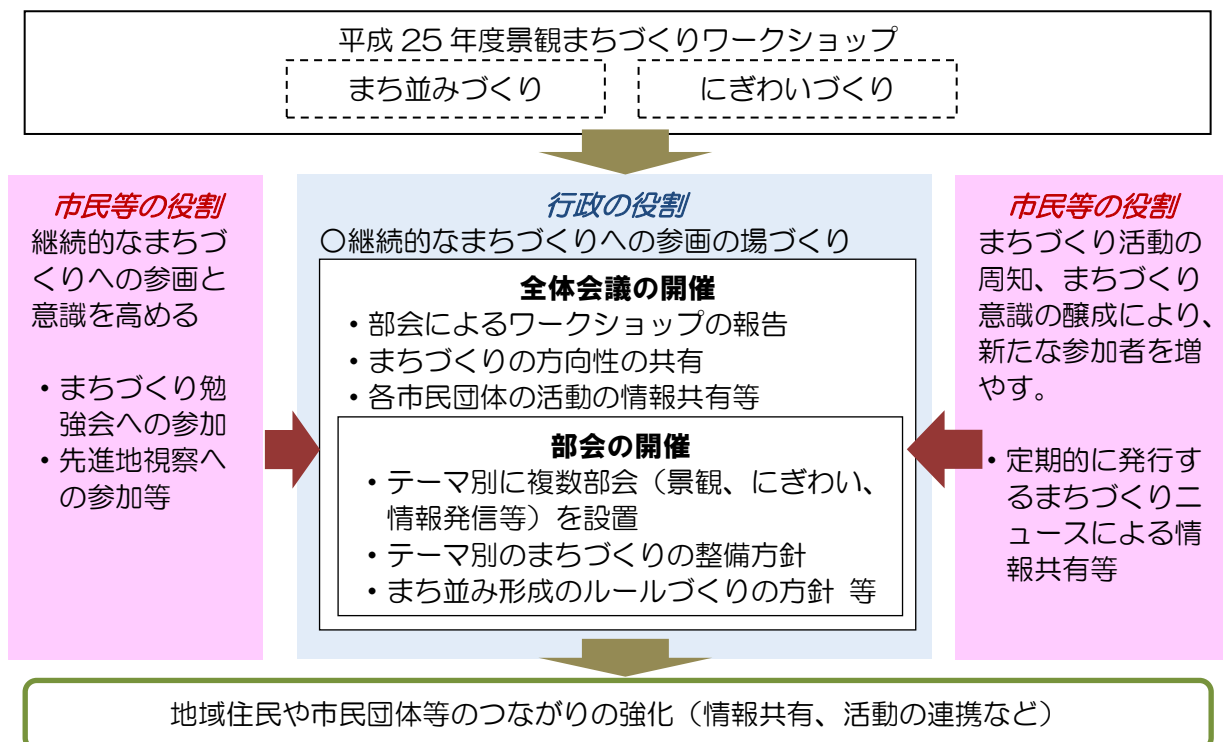


平成 25 年度まち歩きの様子



平成 25 年度景観まちづくりワークショップの様子

■継続的なまちづくりワークショップ等の流れ



■STEP 1 で取り組む施策と支援事業

施策	取組主体	主な支援事業
1-2 地域におけるまち並み点検	住民、団体	—
1-3 地域資源の発掘とリスト化	住民、団体	・文化遺産を活かした地域活性化事業
1-12 まちづくりニュース等の発行によるまちづくり意識の醸成	行田市	・まちづくり活動推進事業

Step2：地域住民や市民団体のネットワーク組織を立ち上げる

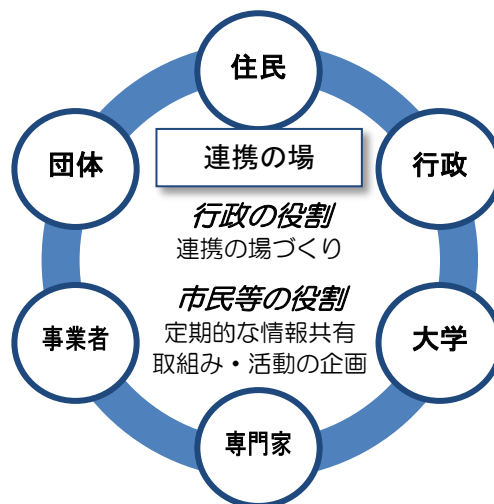
①：地域住民や市民団体のネットワークを形成し、情報共有と取組みを企画する

地域におけるワークショップ等を通じて、地域住民、市民団体、事業者、行政等のネットワークを強化し、定期的な情報共有や取組み・活動の企画など、協働のまちづくりを推進します。

継続的な活動をしていくために、特定の主体に負担がかからないように、行政は各主体が連携できる場を設けます。市民等は、連携の場に参加し、情報共有や取組み・活動を企画します。

また、大学や専門家等の参画・連携により、まちづくりの実現性を高めます。

■各主体のネットワークの形成



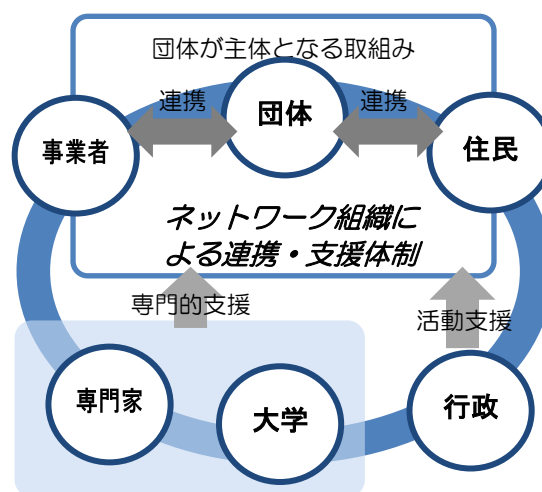
特定の主体に負担がかからないように、活動のきっかけとなる連携の場を設ける。

②：取組みを実施する際には、活動の主体を中心に他の団体が連携・支援する

まち歩きやまちづくり活動等の取組みや活動を実施する際には、地域住民や事業者、団体だけではなく、各主体が連携・支援しながら取り組む必要があります。

行政が支援するネットワーク組織をきっかけに、企画・計画段階から各主体との協議・調整を行いながら、円滑に事業が実施できる体制を構築します。

■パートナーシップの形成



取組みを実施する際に、主体を中心に、円滑にパートナーシップが組める体制をつくる。

③：①・②を円滑に推進するためのまちづくり組織を立ち上げる

行政は、地域におけるネットワーク体制の構築や活動の際の円滑なパートナーシップの形成に向け、まちづくり組織の立上げを支援します。まちづくりに意欲がある市民等が主体となって、地域住民や各団体等が連携し、行政との調整・協議の場となるまちづくり協議会に発展するように、行政はまちづくり組織の取組み・活動を支援します。

■ネットワーク組織の体制イメージ

タイプ	概要	体制イメージ
組織連携型	・地域住民や市民活動団体等が連携し、常にネットワークができる体制を構築します。 ・ネットワークの場を通じて、活動の主体となる組織が行政や専門家と協議・調整を行いながら、事業を実施します。	
発展 まちづくり協議会型	・地域住民や市民活動団体等のネットワークの場として、まちづくり協議会を設置します。 ・活動や事業実施にあたっては、まちづくり協議会として行政や専門家と協議・調整を行いながら、地域が一体となった取組みを進めます。	

■STEP 2で取り組む施策と支援事業

施策	取組主体	主な支援事業
1-1 住み易く、住み続けたいまちに向けた仕組みづくり及び協議会などの設置	住民、団体事業者、行政	・まちづくり活動推進事業

Step3：市民活動の連携や、地域主体の取組みを支援する

地域主体のまちづくり活動や歴史的建築物の改修、まち並みの修景に関する取組みについては、ふるさとづくり事業や国・県の各種事業・制度を活用しながら支援します。

■STEP3で取り組む施策と支援事業

施策	取組主体	主な支援事業
1-5 地域資源を紹介する観光ガイドの育成及び歴史と文化を継承する活動の支援	住民、団体 事業者	・地域元気アップ協働事業 ・文化遺産を活かした地域活性化事業
1-6 歩行者空間や空き地等における緑化活動の支援	住民、団体 事業者	・地域元気アップ協働事業
1-7 歩きたくなるまちに向けたまちなかの美化活動の支援	住民、団体 事業者	・地域元気アップ協働事業
1-8 集客のためのイベントの企画・実施	住民、団体 事業者	・地域商店街活性化事業
1-9 文化財及び資源を活用したまちづくり活動の支援	住民、団体 事業者	・地域商店街活性化事業
2-1 景観形成に関するルールづくり	住民、事業者	・まちづくり活動推進事業
2-2 足袋蔵等の歴史的建築物の保存及び活用	住民、団体 行田市	・ふるさとづくり事業 ・都市再生整備計画事業
2-3 歴史的建築物周辺のまち並み環境の整備	行田市	・街なみ環境整備事業 ・都市再生整備計画事業
2-4 歴史的なまち並みの修景（外観や塀）	住民、団体	・ふるさとづくり事業
2-5 商店街におけるにぎわいと歴史が感じられる店舗前空間の形成	事業者、団体	・商店街まちづくり事業
2-8 歴史的建築物等の案内表示と誘導サインの統一	住民、団体 行田市	・ふるさとづくり事業 ・都市再生整備計画事業
4-3 空き店舗を活用した商店の活性化	事業者	・にぎわい商店街づくり支援事業 ・起業家支援事業
4-4 若者の定住促進	住民	・子育て世帯定住促進奨励金
4-5 地元の素材を使った特産品の開発及び販売	団体	・食のモデル地域育成事業

※「ふるさとづくり事業」とは、「行田市ふるさとづくり基金」を財源とする補助金制度で「足袋蔵等歴史的建築物改修・支援事業」、「行田らしいまち並みづくり事業」、「おもてなし・にぎわい創出事業」の3事業の総称です。本事業は、行田市駅周辺の歴史的建築物が集積する行田地区及びその周辺で、行田ならではのまち並み景観の創出や歴史的建築物等の改修等を行う市民や市内の活動団体等に対し、整備費用を補助するものです。

Step4：地域にとって本当に必要なまち並みづくり、にぎわい創出の事業を実施する

地域においてまち並みづくりやにぎわい創出の方向性を共有し、地域の活性化に寄与し、地域主体の取組みにつながる施策・事業について、国や県の事業・制度を活用した施設や街路等の整備を実施します。

■STEP4で取り組む施策と支援事業

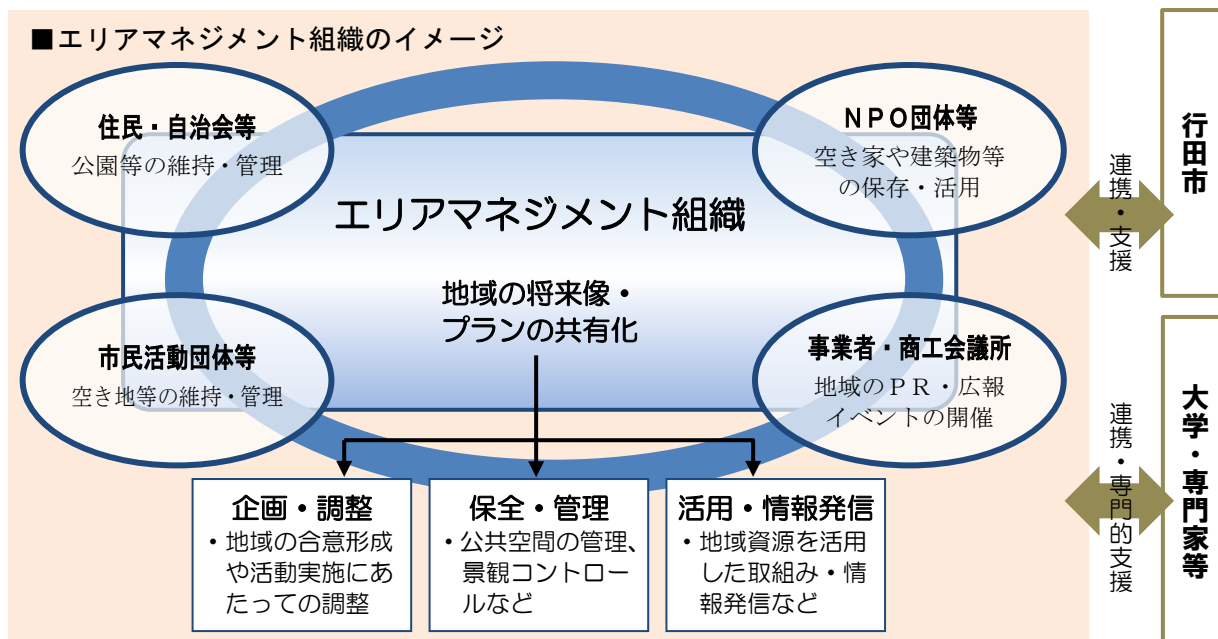
施策	取組主体	主な支援事業
2-1 足袋蔵等の歴史的建築物の保存及び活用	住民、団体 行田市	・ふるさとづくり事業 ・都市再生整備計画事業
2-3 歴史的建築物周辺のまち並み環境の整備	行田市	・街なみ環境整備事業 ・都市再生整備計画事業
2-6 回遊するための道路の美装化及び電線類の地中化	行田市	・都市再生整備計画事業
2-7 まち並みのライトアップ及び歩道用照明の設置	行田市	・都市再生整備計画事業
2-8 歴史的建築物等の案内表示と誘導サインの統一	住民、団体 行田市	・ふるさとづくり事業 ・都市再生整備計画事業
2-9 ユニバーサルデザインによる歩行者空間等の整備	行田市	・都市再生整備計画事業
3-1 憩う場所としての水辺空間の環境整備	行田市	・都市再生整備計画事業
3-2 幹線道路沿道の街路樹の保全と整備	行田市	・都市再生整備計画事業
3-4 緑豊かなポケットパークや広場の整備	行田市	・都市再生整備計画事業
4-1 都市機能の集約に向けた生活関連施設の充実	行田市	・暮らし・にぎわい再生事業 ・地方都市リノベーション事業
4-2 空き地や空き家を活用したコミュニティスペース等の滞在空間の整備	行田市	・都市再生整備計画事業

Step5：エリアマネジメントにより、地域のまちづくりを企画・管理・運営する

① エリアマネジメント組織の役割

地域主体の活動・取組みを通じて、まちづくりの課題に対する解決方法を検討し、具体的な活動をエリアマネジメント組織で管理・運営し、情報発信します。

エリアマネジメント組織により、快適で魅力に富む環境の創出や美しい街並みの形成、資産価値の保全・増進等に加えて、人をひきつけるブランド力の形成、安心安全な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承等、多彩なエリアマネジメント活動を展開します。



■STEP5で取り組む施策と支援事業

施策	取組主体	主な支援事業
1-1 住み易く、住み続けたいまちに向けた仕組みづくり及び協議会などの設置	住民、団体 事業者、行政	・まちづくり活動推進事業
1-2 地域におけるまち並み点検	住民、団体	—
1-3 地域資源の発掘とリスト化	住民、団体	・文化遺産を活かした地域活性化事業
1-4 地域における空き地や道路空間の管理・保全	住民、団体 事業者	・道路等里親制度
1-11 まちづくり活動やイベントの情報発信	行田市	・まちづくり活動推進事業
1-12 まちづくりニュース等の発行によるまちづくり意識の醸成	行田市	・まちづくり活動推進事業
3-2 幹線道路沿道の街路樹の保全と整備	住民 行政	—
3-3 寺社仏閣等のまとまった緑の保全	住民 行政	—

② 「企画・調整」「保全・管理」「活用」「情報発信」の具体的内容

企画・調整

地域におけるまちづくりのマネジメント組織として、地域住民や事業者に対するまちづくり意識の醸成を図りながら、若者向けのたまり場づくりや子育てに関するまちづくり活動により、若者や女性など、多様な住民のまちづくりへの参加を促進します。

また、地域資源を活かした取組みや活動を企画し、各主体との連携・調整を図りながら事業を実施します。

【エリアマネジメント組織の具体的取組】

- 地域のまちづくり情報誌の発行
- 地域資源の発掘とリスト化
- 若者や女性等のまちづくり活動への参加促進
- 取組みや活動の企画と各主体との情報共有・連携づくり
- 提案型意識調査の実施 等

保全・管理

地域の歴史的建築物や空き地、緑や水資源について、地域住民や団体が主体となって、保全・管理を行います。歴史的建築物や住宅・店舗については、地域における景観コントロールにより、建物の保全・管理を行います。

また、地域における美化・清掃活動、緑化活動を推進し、地域住民主体でまちづくり活動に取り組みます。

【エリアマネジメント組織の具体的取組】

- 地域資源の保全・管理
- 緑や水資源の保全・管理、緑化活動
- 空き地や歴史的建築物の管理
- 地域における景観コントロール
- 道路や街路の美化活動
- 地域における清掃活動 等

活用

事業実施によって整備される空間や既存の空き店舗、歴史的建造物等を、市民等が多様なまちづくり活動の場として活用します。

【エリアマネジメント組織の具体的取組】

- 街路空間を活用したまちづくり活動
- 歴史的建築物を活用したまちづくり活動の推進
- 空き地や空き家を活用したコミュニティスペース等の滞在空間の整備
- 空き店舗を活用した起業家支援 等

情報発信

地域のイベント等の情報発信と合わせ、商店街の情報等を盛り込んだパンフレットを作成します。

地域住民に対してはまちづくりニュースの発行により、地域情報を共有します。

【エリアマネジメント組織の具体的取組】

- 地域のまちづくり活動やイベントの情報発信
- 観光情報と連携した情報の一元化
- 広告募集によるパンフレット作成
- まちづくりニュースの発行 等

3. 役割分担とスケジュール

事業推進にあたって、各主体の役割を明確にして、それぞれが連携・支援ながら協働で地域のまちづくりを実現します。
地域住民へのまちづくり意識の醸成や住民・団体等によるネットワーク組織の構築を図りながら、まち並みづくりとにぎわいの創出に向けた事業を段階的に実施します。

■施策別の役割分担

施策（再掲は除く）	役割				スケジュール				
	住民	団体	事業者	行政	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	中期（H29～H31 年）	長期（H32～H34 年）
方針 1 人が主体となり、地域を考え、育てるまちづくり									
1-1 住み易く、住み続けたいまちに向けた仕組みづくり及び協議会などの設置	●	●	●	△			■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
1-2 地域におけるまち並み点検	●	●	●	△					
1-3 地域資源の発掘とリスト化	●	●		△			■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
1-4 既存施設や歴史的建築物を活用したまちづくり活動の支援		●		△					
1-5 地域資源を紹介する観光ガイドの育成及び歴史と文化を継承する活動の支援	□	●		△		■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
1-6 歩行者空間や空き地等における緑化活動の支援	●		●	△					
1-7 歩きたくなるまちに向けたまちなかの美化活動の支援	●		●	△					
1-8 集客のためのイベントの企画・実施	●	●		●					
1-9 文化財及び地域資源を活用したまちづくり活動の支援	□	●	●	△					
1-10 地域における空き地や道路空間の管理・保全	●	●		△					
1-11 まちづくり活動やイベントの情報発信		●	●	△					
1-12 まちづくりニュース等の発行によるまちづくり意識の醸成	□	□	□	●					
方針 2 歴史と文化の香りが漂う歩きたくなるまち並みづくり									
2-1 景観形成に関するルールづくり	●	●	□	△				■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
2-2 足袋蔵等の歴史的建築物の保存及び活用	●	●		●					
2-3 歴史的建築物周辺のまち並み環境の整備	□	□	□	●					
2-4 歴史的なまち並みの修景（外観や塀）	●			△					
2-5 商店街におけるにぎわいと歴史が感じられる店舗前空間の形成	□	●	●	△					
2-6 回遊するための道路の美装化及び電線類の地中化	□			●					
2-7 まち並みのライトアップ及び歩道用照明の設置	□			●					
2-8 歴史的建築物等の案内表示と誘導サインの統一	●	●		●					
2-9 ユニバーサルデザインによる歩行者空間等の整備	□			●					

●：主体 □：連携 △支援
■：実施計画策定期間 ■■■■：主な事業・活動実施期間 ■■■■：継続期間

施策	役割				スケジュール				
	住民	団体	事業者	行政	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	中期（H29～H31 年）	長期（H32～H34 年）
方針 3 水と緑がうるおいをもたらす四季を感じるまち並みづくり									
3-1 憩う場所としての水辺空間の環境整備	□	□		●	■	■	■	■	■
3-2 幹線道路沿道の街路樹の保全と整備	□		□	●	■	■	■	■■■■	■■■■
3-3 寺社仏閣等のまとまった緑の保全	●	□	□	△	■	■	■	■	■
3-4 緑豊かなポケットパークや広場の整備		□	□	●	■	■	■	■	■
方針 4 暮らしと交流が調和したにぎわいづくり									
4-1 都市機能の集約に向けた生活関連施設の充実	□	□	●	●				■	■
4-2 空き地や空き家を活用したコミュニティスペース等の滞在空間の整備	□	●	□	●	■	■	■	■	■
4-3 空き店舗を活用した商店の活性化		□	●	△	■	■	■	■	■
4-4 若者の定住促進	●		●	△	■	■	■	■	■
4-5 地元の素材を使った特産品の開発及び販売		□	●	△				■	■

●：主体 □：連携 △支援

■：実施計画策定期間 ■：主な事業・活動実施期間 ■■■■：継続期間

4. 重点的な取組み

(1) 重点的に取り組む箇所

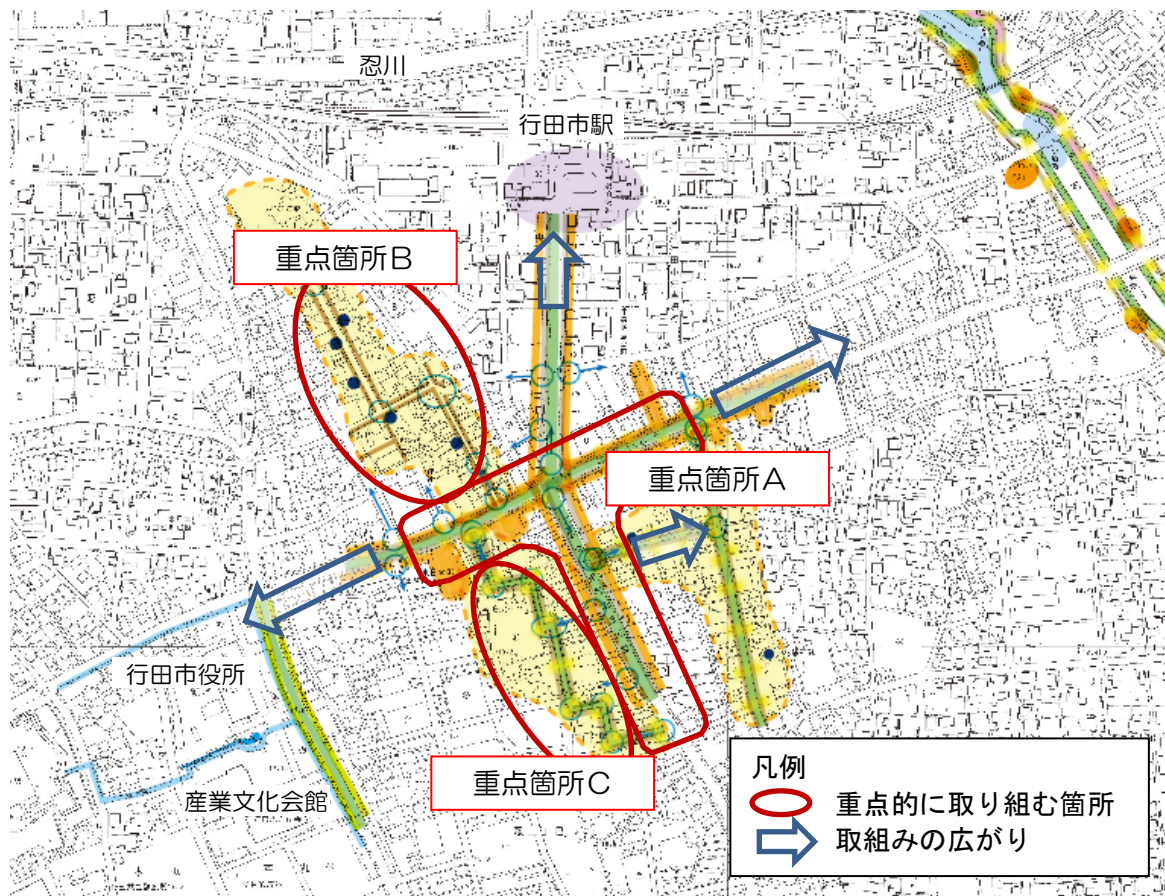
前章で掲げた、軸及び界わい・まちかどの具体的施策のうち、優先的に事業を実施し、周辺の軸や界わい・まちかどへの取組みを展開します。

重点箇所A（本町通り及び新町通りまでの軸）では、空き地を活用したにぎわい創出や路地空間への入り口としての誘導を図ります。

重点箇所B（北谷通り及び蓮華寺通り周辺の界わい・まちかど）では、足袋蔵や歴史的建築物を活用しつつ周辺の住宅地と調和したまち並み形成を図ります。

重点箇所C（新店通り周辺の界わい・まちかど）では、歴史が感じることができる、にぎわいのある路地空間の形成を図ります。

■重点的に取り組む箇所



（２）重点的な取組みの流れ

【重点箇所 A（本町通り及び新町通りまでの軸）】

本町通りや新町通りの商店街を再生したい!!

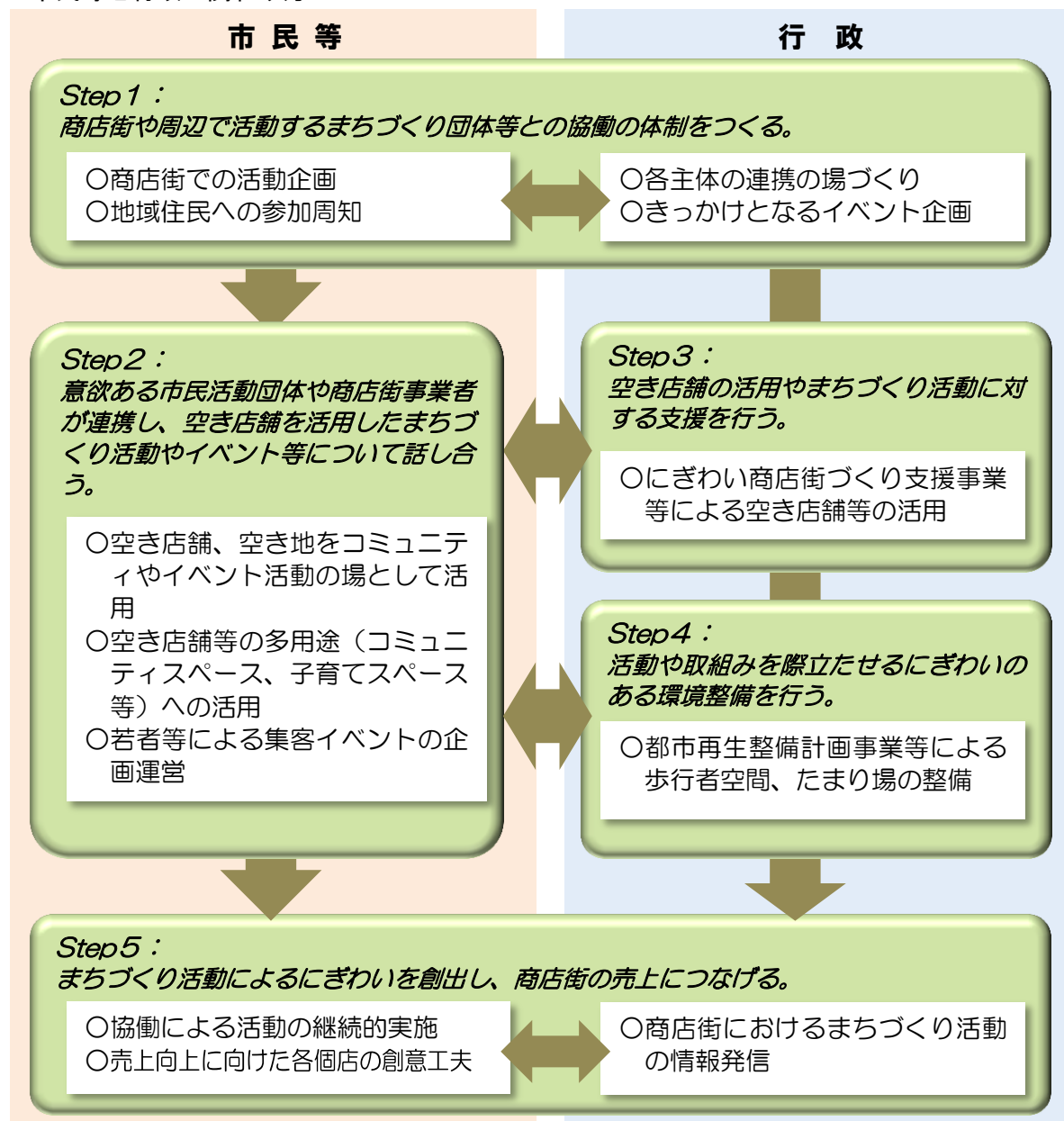
《協働による商店街再生の進め方》

商店街や市民活動が連携して、本町通り及び新町通りにおける商店街の再生・活性化を図ります。

市民等は、空き店舗や空き地を活用したまちづくり活動やイベント等を企画・実施し、商店街をまちづくり活動の場として、にぎわいを創出します。

行政においては、空き店舗活用等に関する支援を行うとともに、歩行者空間の環境整備や活動の情報発信を行います。

《市民等と行政の関わり方》



【重点箇所B（北谷通り及び蓮華寺通り周辺の界わい・まちかど）】

路地空間を歴史が感じられるまち並みにしたい!!

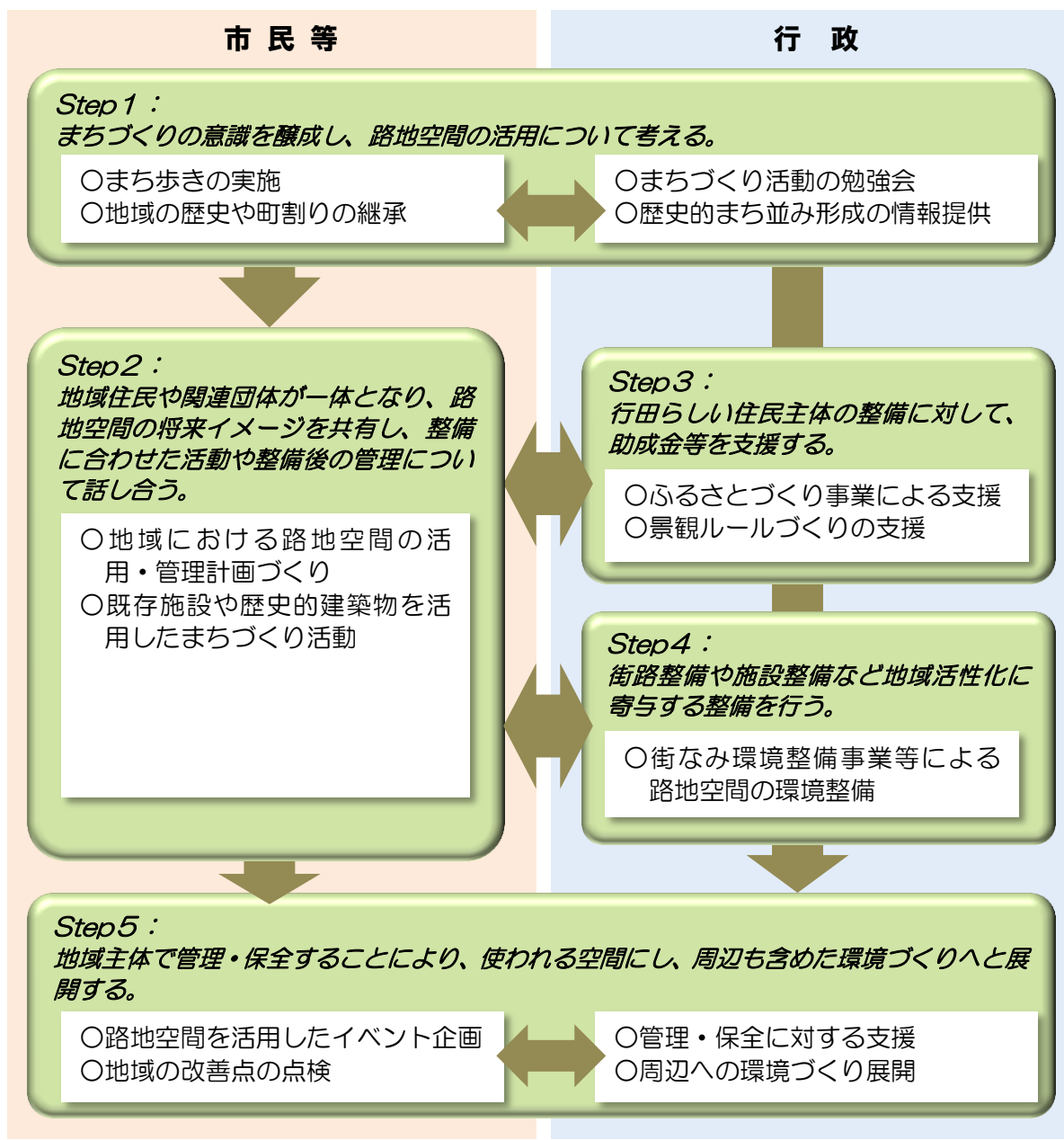
《歴史的な路地空間づくりの進め方》

行田市駅周辺の特徴的な町割りである路地空間を活用して、歴史的なまち並みを形成します。

地域で路地空間の将来イメージを共有し、パブリック空間については街路整備等の事業実施、プライベート空間については住民主体の修景整備に対する支援を行います。

事業実施後においても、歴史的な路地空間を活用したまちづくり活動を実施し、地域主体のまちづくりを推進します。

《市民等と行政の関わり方》



【重点箇所C（新店通り周辺の界わい・まちかど）】

みんなで景観に配慮した良好な住宅地をつくりたい!!

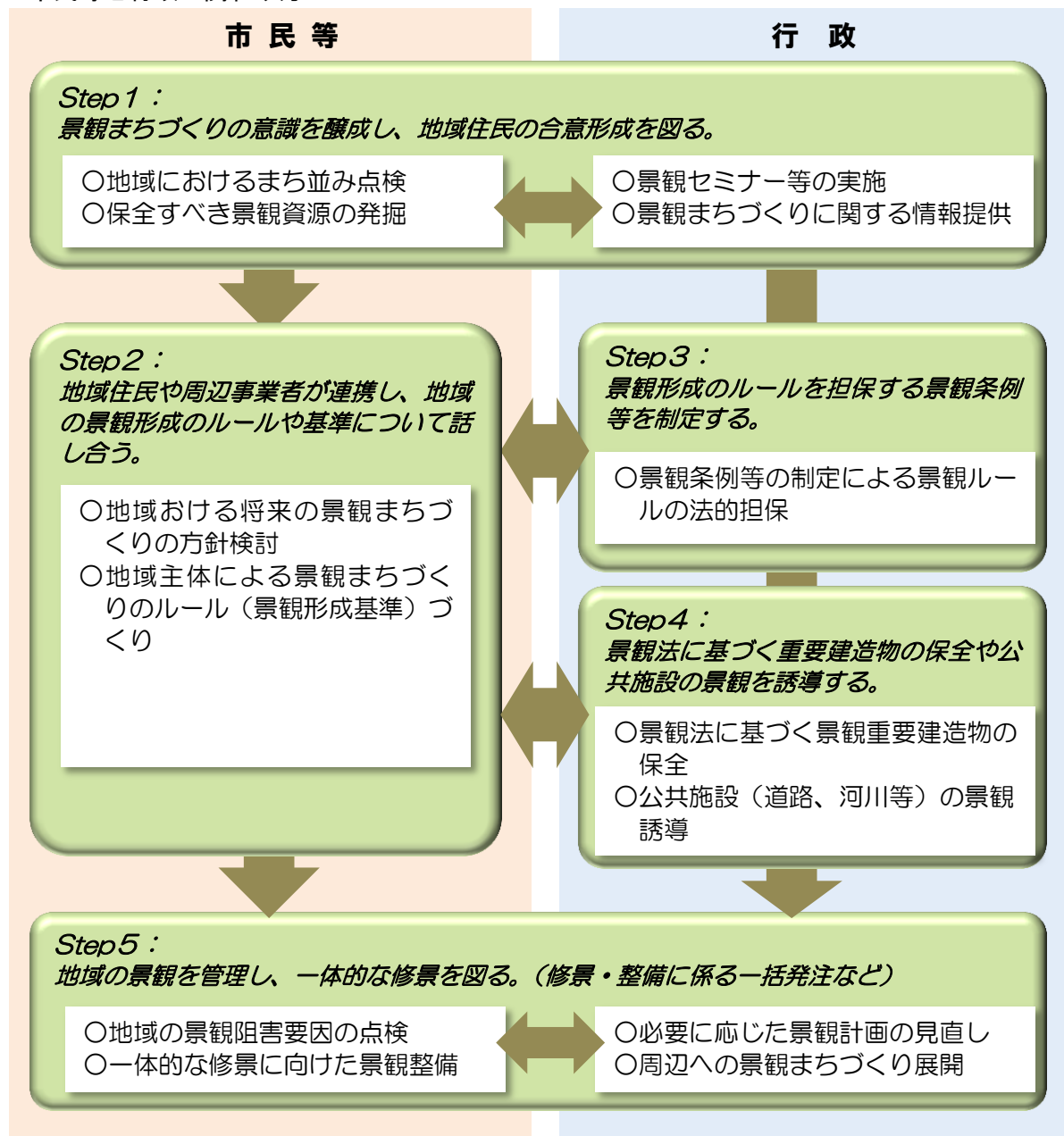
《景観に配慮した住宅地づくりの進め方》

商店街等の背後地に広がる住宅地において、歴史的建築物と調和した落ち着いた住宅地の景観形成を図ります。

地域住民や事業者が主体となり、景観形成による空間イメージを共有しながら、景観形成のルールや基準について合意形成を図ります。

行政は、景観計画策定の際に、地域における空間イメージと整合を図りながら、地域が目指す景観形成の実現に向けて、景観条例の制定や公共施設の整備を行います。

《市民等と行政の関わり方》



5. PDCA による進行管理

事業実施にあたっては、計画（Plan）に基づく事業を実施（Do）し、事業に対して点検・評価（Check）を行いながら、適宜計画の見直しと事業の改善（Action）を図ります。

そのため、PDCA サイクルによる計画の進行管理を行うために、行政においては、適宜、事業実績及び計画の進捗状況を把握し、情報の共有を図るとともに、進捗状況や効果発現要因などの評価を行い、更なる効果的な事業や活動の実施につなげます。

市民においては、事業の進捗状況を行政と共有しながら、事業内容を点検し、評価を行い、市民と行政の協働によるPDCAサイクルを、地域のマネジメントの一環として取り組みます。

■協働によるPDCAサイクル

